

福岡県公報

平成28年1月8日
第3757号

目次

告示(第11号-第30号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	13
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	14
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	15
○落札者等の公示	(総務事務センター)	16
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	(水産振興課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○指定管理者の指定	(県民文化スポーツ課)	17
○指定管理者の指定	(障害者福祉課)	17
○指定管理者の指定	(新産業振興課)	18
○指定管理者の指定	(企画課)	18
○指定管理者の指定	(公園街路課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	18

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	18
----------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成21年3月福岡県告示第545号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有田	前原市大字有田(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
川付(n)	糸島市川付(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成21年12月福岡県告示第1860号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南風台5丁目(a)	前原市南風台五丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
南風台5丁目(b)	前原市南風台五丁目(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年5月福岡県告示第893号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長糸	糸島市川付(別紙図面5に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面5は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成24年5月福岡県告示第894号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長糸	糸島市川付(別紙図面5に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面5は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第261号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川付(n)	糸島市川付（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南風台5丁目(a)	糸島市南風台五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南風台5丁目(b)	糸島市南風台五丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
有田	糸島市有田（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長糸	糸島市川付（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雉琴(a)-2	糸島市飯原（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
有田	糸島市有田（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
長糸	糸島市川付（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
雉琴(a)-2	糸島市飯原（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
師吉(j)	糸島市志摩師吉（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦(a)	糸島市志摩師吉（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
師吉(j)	糸島市志摩師吉（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字中川底702、704
 - 2 指定の目的
水源の涵養かん
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
702・704（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市二丈福井字深町5411の27、5411の26（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第22号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字堀切谷2711の15（国有林）・2711の1・2744の4・字椎木ヶ堂2748の6・2748の8・2748の9・2748の26・2748の27・字琵琶ノ首2814の1・2815の30・2815の49・2830の1・2834（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）、字堀切

谷2742、2744の12、2744の13、2744の33、2744の44（国有林）、2744の45、字椎木ヶ堂2746、2752の1、字甘ヶ瀬2753の1の1、2753の1の24、2753の7から2753の10まで、2753の12、2753の30、字琵琶ノ首2814の12、2814の13、2826の1、2826の5、2826の8、2826の9、2829の1、2829の4、2829の5、2830の4、2830の5、2830の7、2831

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	北矢部 冬野線 黒木	前	八女市黒木町大淵6082番1先から 八女市黒木町大淵6076番1先まで	5.7 ～ 14.1	57.5
			後	八女市黒木町大淵6082番1先から 八女市黒木町大淵6076番1先まで	11.1 ～ 43.5	

福岡県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北矢部 冬野線 黒木	八女市黒木町大淵6082番1先から 八女市黒木町大淵6076番1先まで

福岡県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般国道	442号	前	八女市室岡1073番1先から 八女市室岡933番1先まで	25.0 ～ 40.0	201.5
			後	八女市室岡1073番1先から 八女市室岡933番1先まで	25.0 ～ 42.0	

福岡県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成28年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市室岡1073番1先から 八女市室岡933番1先まで

福岡県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	宗像線 篠栗	糟屋郡篠栗町大字金出3434番2先から 糟屋郡篠栗町大字金出3578番2先まで

福岡県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡線 篠栗	前	糟屋郡粕屋町大字大隈 451番1先から 糟屋郡粕屋町長者原東七 丁目12番1先まで	13.8 ～ 14.7	21.1
			後	糟屋郡粕屋町大字大隈 451番1先から 糟屋郡粕屋町長者原東七 丁目12番1先まで	14.3 ～ 14.7	21.1

福岡県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂	県道	観世音寺 二日市線	前	太宰府市観世音 寺一丁目267番 先から 筑紫野市二日市 中央四丁目707 番1先まで	4.1 ～ 17.8	1,842.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 224.0メー トル
			前	太宰府市観世音 寺一丁目267番 先から 筑紫野市二日市 中央四丁目707 番1先まで	6.0 ～ 33.0	1,980.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 479.0メー トル
				太宰府市観世音 寺一丁目267番	4.1	1,842.0	うち筑紫 野古賀線

			後	1先から 筑紫野市二日市 中央四丁目720 番1先まで	～ 17.8		重用延長 224.0メー トル
			後	太宰府市観世音 寺一丁目267番 1先から 筑紫野市二日市 中央四丁目720 番1先まで	6.0 ～ 33.0	1980.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 479.0メー トル
			後	太宰府市観世音 寺一丁目267番 1先から 太宰府市観世音 寺一丁目267番 1先まで	4.1 ～ 4.1	1,850.2	うち筑紫 野古賀線 重用延長 224.0メー トル

福岡県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
飯 塚	県道	豆 田 稲 築 線	前	嘉穂郡桂川町大 字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大 字吉隈269番162 先まで	6.7 ～ 35.4	1,981.9	
			後	嘉穂郡桂川町大 字土居820番5 先から	6.7 ～ 35.4	1,981.9	

				嘉穂郡桂川町大 字吉隈269番162 先まで			
			後	嘉穂郡桂川町大 字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大 字土師1117番8 先まで	7.1 ～ 50.2	1,319.2	うち主要 地方道桂 川下秋月 線重用延 長539.6メ ートル

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・福岡武道館外7施設電力供給
- ・宗像警察署外9施設電力供給
- ・南警察署外8施設電力供給
- ・中央警察署外8施設電力供給
- ・博多警察署外9施設電力供給
- ・小倉北警察署電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成28年1月29日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

- ア 福岡武道館外7施設電力供給
- イ 宗像警察署外9施設電力供給
- ウ 南警察署外8施設電力供給
- エ 中央警察署外8施設電力供給
- オ 博多警察署外9施設電力供給
- カ 小倉北警察署電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 平成28年5月1日から平成29年4月30日まで
- イ 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで
- ウ 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

エ 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

オ 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

カ 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

(4) 供給場所

- ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）
射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）
警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）
航空隊（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）
福岡試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）
北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）
筑後試験場（筑後市大字久富1135番地2）
- イ 宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）
朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）
門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）
豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）
飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）
小郡警察署（小郡市大板井234番地1）
うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）
筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）
八女警察署（八女市本町465番地）
柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）
- ウ 南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）
粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）
糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）
福岡空港警察署（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）
戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）
嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）

田川警察署（田川市平松町3番36号）

交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）

エ 中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）

東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）

早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）

筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）

八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）

門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）

行橋警察署（行橋市行事三丁目12番1号）

直方警察署（直方市殿町5番31号）

柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）

オ 博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）

西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）

春日警察署（春日市原町三丁目1番地21）

博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）

小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）

八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）

折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）

久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）

大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）

第二機動隊（北九州市小倉北区片野新町三丁目1番50号）

カ 小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年2月19日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141（内線2236・2233）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 交付場所

5の部局とする。

(2) 交付期間

平成28年1月8日（金曜日）から平成28年2月18日（木曜日）までの毎日（ただし福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時45分までとする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送（受付期間内必着）して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成28年1月8日（金曜日）から平成28年1月28日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成28年2月18日（木曜日）午後5時45分まで。

(4) 閲覧場所

福岡県警察本部会計課

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成28年2月18日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限、提出方法及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成28年2月19日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部3階340会議室
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

- ア 平成28年2月22日（月曜日）午後1時30分
- イ 平成28年2月22日（月曜日）午後2時30分
- ウ 平成28年2月22日（月曜日）午後3時30分
- エ 平成28年2月23日（火曜日）午後1時30分
- オ 平成28年2月23日（火曜日）午後2時30分
- カ 平成28年2月23日（火曜日）午後3時30分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（

当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ア Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - イ Electricity to use in ten office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - ウ Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - エ Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - オ Electricity to use in ten office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - カ Electricity to use in one office building, Fukuoka Prefectural Police.
- (2) Contract term:
 - ア From 1 May,2016 through 30 April,2017.
 - イ From 1 June,2016 through 31 May,2017.
 - ウ From 1 June,2016 through 31 May,2017.
 - エ From 1 June,2016 through 31 May,2017.
 - オ From 1 June,2016 through 31 May,2017.
 - カ From 1 June,2016 through 31 May,2017.

- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.
 (4) Time limit for tender: 5:45, 19 February,2016.
 (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Fukuoka Prefectural Police Headquarters, 7 - 7 ,HigashiKoen,Hakata-ku,FukuokaCity, 812-8576,Japan. Tel:092-641-4141(Ext 2233)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市室岡字志計779番1、779番4、780番1から780番4まで、781番1から781番3まで、782番1から782番3まで、782番6から782番8まで、786番1から786番4まで、787番9、787番12、788番3、788番8、789番1、789番3から789番10まで、790番1から790番5まで、792番1及び792番3から792番5まで並びに筑後市大字前津字長ノ坪55番1、56番1、57番1、57番3、69番3の一部、69番4の一部及び69番5の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名

大阪府豊中市神州町1番10号
 株式会社関西H Uホールディングス
 代表取締役 八城 光一

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成28年1月8日から 平成28年2月8日まで	八女市役所黒木支所

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成27年12月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社東勢工業	北九州市八幡西区吉祥寺町9-7	山本 浩一	平成27年6月26日 福岡県知事許可（般-27） 第47013号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除

く。)

(2) 停止期間

平成27年12月29日から平成28年1月11日までの14日間

4 処分の原因となった事実

株式会社東勢工業は、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自動車倶楽部

(2) 代表者の氏名

江口 一紀

(3) 主たる事務所の所在地

直方市大字頓野550番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、鉄道の歴史を学ぶことや現存する鉄道関連の事物に触れることを通じたひとづくり、まちづくりに関する事業を行い、観光の振興や学術・文化の振興に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人セルフセンター福岡

(2) 代表者の氏名

叶 義文

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市大字今山4368番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉施設等で障害者が就労する各種事業（以下、「社会就労事業」という。）を振興することにより、地域における障害者の就労の確保、維持及び工賃向上に取り組み、社会的・経済的自立の促進を図るとともに、県民に対する障害者への理解並びに自立支援のための啓発活動を行い、もって地域における障害者福祉の増進に寄与し、誰もが平等で安心して暮らせる共生社会の推進に貢献することを目的とする。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
大野城市乙金第二土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成19年3月9日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区
大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目及び大城三丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
大野城市乙金二丁目5番28号
- 5 設立認可の年月日
平成19年2月20日
- 6 変更認可の年月日
平成27年12月18日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年12月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス紫店
 - (2) 所在地 筑紫野市紫三丁目649番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成28年8月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,210平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物西側及び南側	45
合 計	45

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地南側	20
合 計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物西側	45
合 計	45

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内北側	9.81
合 計	9.81

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県営筑後広域公園屋外プール備品その1 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成27年11月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

セイコータイムシステム株式会社九州営業所

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前一丁目4-4

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年10月6日

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成27年12月22日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成27年1月13日福岡県公報第3659号公告）の全部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字橋本184番1及び185番1から185番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区松田二丁目7番1号

株式会社Aコープ九州

代表取締役社長 後藤 泰三

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市多禮字大面471番4、484番1、484番3及び486番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市多禮484番地1
盛崎 哲朗

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北三丁目454番1から454番31まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区草香江二丁目7番1号
株式会社三愛不動産
代表取締役 川上 虎志路

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市梅ヶ丘一丁目4287番102及び4287番104から4287番128まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

横浜市戸塚区戸塚町143番地4

株式会社富士開発

代表取締役 小尾 一

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第3条の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県国際文化情報センター	福岡市中央区天神一丁目1番1号	公益財団法人アクロス福岡	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

公告

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和55年福岡県条例第27号）第5条の規定に基づき、福岡県障害者リハビリテーションセンターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県障害者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1番1号	社会福祉法人福岡県厚生事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第3条の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41	公益財団法人飯塚研究開発機構	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

公告

福岡県建設技術情報センター条例（平成7年福岡県条例第29号）第5条の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、筑後広域公園プールの指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
筑後広域公園プール	筑後市大字長浜2090番地7	筑後広域公園振興事業団（代表団体 株式会社A J・コーポレーション）	平成28年12月1日から平成35年3月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町343番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市津福本町1702番地27
佐藤 綾

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（神野池・平原池地区）	平成27年11月17日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第365号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関

の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月8日

福岡県公安委員会

表中

東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1 嘉久明子

東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1

を

東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1 中島洋美

東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1

に改める。